

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 8 年 6 月定例会	
議案番号 議案名	議案第 4 号 松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党 うつの史行
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。 非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容(抜粋)を掲載いたします。 ＊＊ 以下 ＊＊ 日本共産党のうつの史行です。 先ほど、総務財務常任委員長よりご報告のありました第 4 号、市税条例の一部改正につきまして、会派を代表して討論をいたします。 本議案は国の地方税法の改正にともなう見直しの他、これまで 100 分の 0.23 であった都市計画税の税率を 0.3 へ増税する内容となっております。 審査ではとくに都市計画増税を中心に以下、大きく 3 点の問題を指摘しました。 まずは市民生活への影響の大きさです。 突如打ち出された提案は、物価高騰に苦しむ市民生活をさらに追い詰めるものとなります。 増税の影響は持ち家にとどまらず、民間や UR など賃貸住宅においても「増税が家賃値上げの正当事由」とされるなど、まさに本市に住むすべての住民に及ぶものと言えます。 増税額は約 14 億円、先に配られた 1 人 3000 円の「暮らし応援給付金」の総額 15 億円がほぼ丸ごと没収される規模であり、しかも給付金は 1 度きり、増税は毎年であり、まるで見合っておりません。 次に市民への説明という点です。 これだけの影響がある大增税を、なぜ事前に市民に知らせることなく

議会に提案したのでしょうか。私は一般質問で、市長の重視する情報提供や説明責任には「事前の」という言葉はないのか、と質しましたが、今回の事態はまさに市長の政治姿勢が問われる問題です。

4 月から県営水道の料金が値上げされました。県議会での議案上程は昨年 12 月でしたが、知事がこの方針を明らかにしたのは一昨年の 9 月議会と報じられています。値上げの是非は別として、知事選を挟み値上げの 1 年以上前から方針が示されていました。その場に松戸市長は県議としておられたと思います。その後、5 ヶ月かけて県の水道事業運営審議会で議論されたようですが、比べて本市はどうでしょうか。

昨年 7 月、突然の値上げ方針を議員に説明し、8 月から立て続けに審議会を開催、議論を深めきれないまま 10 月には答申が出され、12 月の値上げ条例提案までわずか 5 ヶ月足らずです。

「市民への丁寧な説明・情報共有を重視する、これが前市長との違いである」と松戸市長はおっしゃいましたが、私にはどこが違うのか、分かりません。残念ながら私は「違いが分かる男」ではありません。

しかも県水値上げの影響は 8.5 億円、対して今回の都市計画税増税は 14 億円と 1.5 倍近い影響額です。これをいきなり提案し「議会で決まれば来年から増税」というのはあまりに乱暴ではないでしょうか。「政府が減税議論をしているさなかに、市は増税を決めてしまうのは逆行ではないか」といった質疑が審査で出されましたが当然の指摘です。

そしてもう一つの問題は、市が一連の負担増の理由に「受益者負担、公平性」という極めて雑な大義名分を振りかざしている、ということです。

私は先日の一般質問の中でこう指摘しました。

「今議会、市長をはじめ受益者負担・公平性などと連呼されているが、例えば限られた人しか使えない立体換地や再開発マンションに何十億 100 億と血税を注ぐ一方で、みんなが使える公共施設は値上げする、この方針のどこに公平性があるのか」…覚えておられるでしょうか。

松戸市長を先頭に「市民センターの安い使用料金は、使わない人から見たら不公平」「使う人と使わない人の不公平を解消する」みたいな話をされますが、これは行政が絶対に使ってはならないロジック…いわばパンドラの箱です。

市民負担増で行政がこれを振りかざしたら何が起きるでしょうか。例えば市民から「私は子どもがいないから保育所や学校を使っていないのに税金を使うなんて不公平」と言われたらどう答えますか。また「病院にかかっていないのに医療費のために税金や保険料を取

られるなんて不公平」などと言われたら、どう答えるというのでしょうか。

もちろん無理矢理こじつけて、なんとか説明はするでしょうが、説得することは絶対にできません。なぜなら行政自らが、市長自らが「使う人と使わない人の不公平」などと振りかざしているのですから当然です。

これは行政が自ら首を絞める・・・まさに自殺行為と言えるロジックであり絶対に使うべきではありません。

今回の都市計画税の増税でも同じです。

都市計画税は目的税ですが、下水道や都市計画道路、学校や公園など生活インフラの整備のほか、新松戸駅東側地区や新拠点ゾーンなどの土地区画整理事業、駅前再開発事業など多くの用途に活用できる、まさに「都市計画のための目的税」です。

ただし、納税義務者は市街化区域にお住まいの方に限られ、市街化調整区域にお住まいの方は都市計画税は課税されておらず、固定資産税のみです。

本来、市街化が抑制されている調整区域ですが、固定資産税納税義務者として 6018 人がお住まいです。家族を含めればもっと多くの方が生活されています。

そしてこの方たちも当然ですが、学校や公園、道路を使います。地域によっては下水道もつながっているようですが「都市計画税を納めていないのに、ずるい」となりますか？

「あなたたちは都市計画税を納めていないから、都市計画道路は使えません」となりますか？

でも「受益者負担や公平性」を突き詰めたとき、「利益を受けているのに都市計画税を納めないなんて不公平」と指摘されたら市は説得できるでしょうか。

調整区域であっても、条例で定めれば都市計画税を課税することはできるのです。「調整区域にも都市計画税を課税するのが受益者負担だ公平性だ」と言われたら、どう答えるおつもりでしょうか。

まして大規模な都市計画事業が行われる場所の多くは調整区域です。

例えば市長公約や総合計画に千駄堀新駅設置が掲げられていますが、周辺は調整区域が広がっています。都市計画税を納めていない地域の開発に、多額の都市計画税がつぎ込まれるとすれば、この公平性を市民にどう説明するのでしょうか。

説明はできても、説得はできません。少なくとも私には無理です。

だからこそ行政が「受益者負担」だの「使う人と使わない人の公平性」だのという言葉振りかざすべきではないのです。

「受益者負担」や、このはき違えた「公平性」という言葉の弊害については、まだまだ問題はありますが、長くなりましたのでまた機会を改めて申し上げようと思います。

いずれにせよ、こうした矛盾には目をつむり、行政の都合に合わせて「出したり引っ込める公平性」は不公正であり、市民に対して不誠実です。

大きな市民負担増に加え市民への説明も不十分、公平性という名の不公正を押しつける一連の負担増には賛同できない旨を申し上げます。